審　査　基　準

平成１９年１２月２５日作成

法　　令　　名：警備業法	
根　拠　条　項：第５条第５項	
処 分 の 概 要：認定証の再交付	
原権者（委任先）：徳島県公安委員会	
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第７条（認定証の再交付の申請）	
審　査　基　準：	
標 準 処 理 期 間 ：　２０日	
申　請　先　：　徳島県公安委員会（申請書提出先は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課）	
問 い 合 わ せ 先：　徳島県警察本部生活安全企画課（電話　代表０８８－６２２－３１０１）又は警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課	
備　　考：	